

一般事業主行動計画

計画期間 令和8年9月1日～令和11年8月31日(3年間)

項目	定めた事項	目標	取組内容
項目1(1)イ	男性の子育て目的の休暇の取得促進	子育て目的の有給取得の推奨	若手男性職員数が増加し男性職員の子育て目的の有休取得を推奨する。
項目1(1)オ	(エ)育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供	育児休業中の労働者も職業能力開発及び向上のための情報の共有	育児休業中の労働者にも職業能力開発及び向上のための情報を提供し職業能力開発および向上のための情報・資料を共有する。
項目1(1)コ	労働者がこどもの看護のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等、より利用しやすい制度の導入	子どもの看護のための時間単位での有休取得の推奨	子どもの看護のために、有休を取り易くするよう半日単位また始業時刻から連続せず、かつ終業時刻まで連続しない時間単位での有休取得を推奨する。
項目1(2)ア	時間外・休日労働の削減のための措置の実施	ノー残業デーの設置を拡大	時間外労働の削減のため、第6期では第4金曜日をノー残業デーとしていたが、第7期より毎月第2金曜日を新たなノー残業デーとして追加する。
項目2(5)	若年層に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進	地域の高等学校と連携し積極的なインターンシップ学習の受け入れ	第7期においても引き続きインターンシップ学習の受け入れを実施し、次世代育成支援に積極的に取り組む。